

平成23年3月13日

東北地方太平洋沖地震による 被災者の皆様に対するお取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震による被災者の皆様に対しまして、以下の通り、便宜的な取扱いをさせていただきますので下記の照会先にご相談下さい。

1. 預金払戻しの便宜的対応について

- (1) 届出印を紛失されたお客様に対しましては、届出印に替わり母印での対応を行います。
- (2) 本年4月25日以降に満期日が到来する定期預金について、同日以降に株式会社第二日本承継銀行に引き継がれることを承諾される旨の回答書を送付いただいたお客様が、今回の被災に伴い急なご預金の払戻しが必要になられた場合には、払戻しに応じる用意がございますのでご相談下さい。

2. 融資取引の便宜的対応について

貸出金の返済猶予及び必要書類の簡便化等についてご相談に応じます。

【照会先】

預金のお客様 0120-722-237

融資のお客様 0120-733-327

(受付時間：平日9：00～17：00)

以上